第1回 小平市受益者負担の適正化検討委員会会議要録

日 時 平成21年8月11日(火) 午後2時~4時

場 所 市役所503会議室

出席者 委員 7名

事務局財務部長、財政課長、財政課長補佐、財政課主任

配布資料

資料1 小平市受益者負担の適正化検討委員会委員名簿

資料2-1 小平市受益者負担の適正化検討委員会設置要綱

資料2-2 委員会の開催内容(予定)

資料3-1 小平市受益者負担の適正化(使用料・手数料の見直し)検討結果報告書

資料3-2 原価調査票

次第1 開 会

次第2 副市長挨拶

次第3 委員自己紹介

次第4 委員長及び副委員長の選出

渡辺孝義委員長、亀山典子副委員長を選出

一次第1から次第4(略)一

○委員長 それでは、次第の5です。

委員会の運営及びスケジュールについてを議題といたします。

事務局から説明願います。

○事務局 それでは、次第の5、委員会の運営及びスケジュールにつきまして、ご説明いたします。

まず委員会の役割についてでございますが、お手元の資料の2-1をご覧ください。

小平市受益者負担の適正化検討委員会設置要綱でございます。

この設置要綱の第2条に検討事項が載ってございまして、1として使用料及び手数料の額に関すること、2として使用料及び手数料の減額及び免除に関することでございます。また、このほかとして、この2つ以外に使用料及び手数料に係る重要な事項に関することといたしております。この委員会につきましては、これらの内容につきまして検討していただくということでございます。

次に、今後のスケジュールでございますが、資料2-2、委員会の開催内容(予定)という資料をご覧ください。

今後の開催スケジュールにつきましては、今回を受けまして4回、予備として1回を予定して ございます。次回は9月以降、月1回を開催予定してございます。おおむね11月から12月ご ろを最終目安として考えてございます。遅くとも翌年の3月までには終了となる予定でございま す。

第1回目につきましては、日程を私どものほうで調整させていただきましたが、今後の日程に つきましては、本日の最後に調整をしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、今後の委員会の進め方でございますが、第2回の委員会につきましては、各施設の状況の報告を担当課長からご説明する予定でございます。地域センター、公民館、福祉会館、体育施設の担当課長の出席を予定してございます。その後、これらの施設の実情につきまして、ご質問、ご討議、ご意見をいただく予定でございます。

また、庁内での検討結果の1番の課題でございました減額免除、また料金につきましてのご意 見を委員さんからいただく予定でございます。

第3回につきましては、引き続き減額免除、料金につきましてご意見をいただく予定でございます。

そして、第4回でございますが、委員さんからのご意見をまとめさせていただく予定でございます。この4回の委員会につきましては、このほかにも庁内で検討してまとめた結果でございます内容につきまして、事務局のほうから具体的な内容をお示しいたしますので、あわせてご検討のほうをよろしくお願いいたします。

なお、第4回でまとめができなかった場合につきましては、予備として第5回を想定している 次第でございます。以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。ただいまの委員会の運営及びスケジュールについてのご意見、 あるいはご質問がありましたら、お願いします。いかがでしょうか。

スケジュールはこれでよろしいですか、どうですか。遠慮なく。

- ○委員 これから個別に決められるということですか。スケジュールというか。
- ○委員長 案がこういう形で出ていますので、もしご都合があれば、これによって変えていくということも可能だと思いますので、いろいろご意見をいただいたほうがよろしいと思います。 どうぞ。

○委員 今、資料2-1で、第2条で今回の検討する内容が1番から3番までありますね。そうすると、特に3番、「前2項に掲げるもののほか、使用料及び手数料に係る重要な事項に関すること」ということなのですが、この検討委員会は、結局、使用料及び手数料にもちろん絞った検討会なのですが、ちょっと話がずれて恐縮なのですが、補助金について触れないと、莫大な補助金が市からそれぞれの文化サークルだとかに出ている案件が現状なわけですね。16億円のうち、かなりの額が出ていると。そうすると、そのディスカッションもしないと、利用者、即受益者だということで、そこからお金を新しいルールに基づいて取るということだけの検討で終わってしまったら不公平じゃないかなということは、補助金も当然大きくリンクされている問題じゃない

かというふうに私は認識しているのですが、いかがなものでしょうか。

- ○委員長 事務局のほうとしては、それについて、どういうふうにお考えになっていましたか。 ○事務局 今ご発言の内容としては、利用者に対して一部に補助金を出している財政援助団体が活動していると、そういう実態があることを踏まえた上での議論をすると、そういった…… ○委員 そうですね。補助金が16億円ぐらい出ていて、そのうち結局、福祉団体以外の文化スポーツ団体だとか行政協力団体に出ているわけですね。特に私が問題にしているのは、文化スポーツ団体の1億8,000万の補助金が出ているということを、先ほどちょっと下で資料を調べてみたのですが、その問題に手をつけずに、公民館だとか地域センターだとか、そこだけになるのはちょっと不公平じゃないかなと、公平の議論に反するのではないかという疑問だったのです
- ○委員長 どうぞ。

が。

○事務局 広義に、非常に大きな意味での補助金という問題につきましては、今回使用料・手数料について、このような会を設けているわけでございますけれども、補助金についても、実は今同時進行形で補助金の問題についての検討会というのをやってございます。それについては、具体的には10年以上経過した団体についてを議題とするということで、一つ一つの団体について議論をするということで、4回実施して今日に至っていると、そんな状況は一方ではございます。また、今回ただ、その補助団体がすべて使用料・手数料に絡んでいるかというと、そういうことでは、ございませんので、今回推行の中で名課長から説明されたりませるわけでははればれる。

とでもございませんので、今回進行の中で各課長から説明させたりもするわけですけれども、その中で、財政援助団体がこんな形で施設を利用しているとか、そういうことを明らかにするような説明をさせていただくということを進行の中に加えるような形でお話をしていけばというようなことで考えてございます。

○委員 そうですか。たまたま、私は7月5日の市報をちょっと見てみたのですが、この中で、 今回のこの会議の受益者負担の適正化、これがB評価になっていまして、平成19年度につくら れてから、余り進んでいないという、B評価というのはそういう意味ですね。

○事務局 はい。

○委員 それからもう一つ、やはり補助金の見直しについてもB評価だということで、たくさん 項目はあるのですが、この2つは当然リンクしているのじゃないかなということで、単純な質問 で恐縮なのですが、市民にとってみると、受益者だから使用料を払いなさいということで、一方で払うと。ところが、その団体なりサークルが、一方では市から補助金をいただいていると、それで活動していくということなので、一方では取り、一方では援助しているということなので、 ちょっと私は非常に疑問に思ったものですから、質問いたしました。

○委員長 別途検討会を開いてやっていくということと、後ほど現況、どれほど補助金額がある かということについては、資料としてお示しいただけるわけですよね。

- ○事務局はい。
- ○委員長 それをまた見てご発言をもらいたいと思います。
- ○委員 了解いたします。

- ○委員長 そのほかにございますでしょうか。
- ○委員 今の委員の話にも関連すると思うのですけれども、特に地域センター、あるいはまた公 民館もそうですね。利用しますと、一応申請書、あるいはまた承認をいただいて何月何日使って よろしいと。それで実際に最後に締めてみますと、用紙に報告書を書くようになっている、そこ に金額が入っていますよね。きょうの使用料は幾ら幾らと。それが減免、減額されていると。こ の辺の理由がちょっとわからないのですが、やはり一応、形では受益者が払う形にはなっている のでしょう。それは実際には取っていないと。この辺はどういうことなのかなと思って。

その金額と、金額云々はまたこれは別の問題としまして、全額補助になっておるというのは、 その辺などちょっと私なんかにはわからないのですが。また、検討の中でその辺を教えていただ きたいと思いますけれども。

- ○委員長 説明よろしくお願いします。
- ○事務局 ありがとうございます。

委員からのご指摘につきましては、今後の、きょうも検討会の報告とか、そういった内容でご 説明申し上げますけれども、逐次折に触れて説明していくという形で進行させていただければと 存じます。

- ○委員わかりました。
- ○委員長 ありがとうございます。

そのほかにご意見ございますれば、おっしゃっていただければと思います。どうぞ。

- ○委員 先ほど、関連する重要な事項に関することということで、補助金のことについては、ほかの検討会での議論のご様子など、お伺いできるというような形になってくるかと思うのですけれども、もう一つ、そうした重要な事項に関することとしては、施設の運営管理の手法についてということ、これは手数料の使用料原価調査とか、こうしたあたりにもかかわってくる、あるいはもう少し大きな、どういう形で舵を切っていくかというような、大きな議論にもなってくるかと思いますけれども、そうしたことも、このスケジュールの中で折に触れて検討していくというふうに考えてよろしいでしょうか。
- ○委員長 管理運営のあり方についてですか。
- ○委員 ええ。
- ○委員長 施設なら施設についての管理をどうやっていくか、指定管理していくとか。
- ○委員 例えばそういうことです。
- ○委員長 具体的にはそういう話にも言及すべきかどうかと。いかがですか、事務局としては。
- ○事務局 確かに、使用料というのは、まさに施設を使っていく上でのお話ですので、施設をどのように運営していくかということの、いわば一つの結果みたいなことが施設の利用というようなことになるのだと思います。そういった意味においては、非常に関連性の高いところにお話があるのかなということでございます。ただ、今回の検討会の主な照準を定める意味での検討材料としては、使用料・手数料に絡まる部分でのあり方についてを主な議題としていきたいということでございます。

関連しては、当然にこういう運営をするべきではないとか、何か具体的なお話、ご提言をいた だけるものかとは思いますけれども、主な題材というところにはならないのかなというような、 そんな感じでは認めているところでございます。

- ○委員長 場合によっては折に触れて、発言があっても別にそれは問題がないだろうということでよろしいですか。
- ○委員 今の関連のことなのですが、私が感じますのは、例えば当然、今回の金額を決めたり、減免処置だとか、パーセンテージだとか、そういったことが当然ディスカッションされますね。 そうすると、公民館の館長なり職員が、現在どういう基準でそれをチェックしているかというと、残念ながらほとんど自己申告のままスルーパスしているわけですね。後でまた皆さん、委員からいろいろ意見が出ると思いますが、かなりあやふやな団体も無料で使っているということですから、管理のあり方とか運営のあり方というのは、今回金額と重要にリンクしているわけですね。 当然、委員長、こういった問題は、お金の問題だけ決めて、市民にこう改善しましたから従ってくださいというのでは、余りにも僕は不公平だと思います。私は公民館の運営の金額と、それからそれを使用するときの館長なり、そういった方の査定ですね、免除なり、それは厳密に、やはり討議をすべきだと。ただ参考までにやって終わるというのではなくて、市民に示す場合に、はっきりした基準を示すべきだと私は考えます。
- ○委員長 基準に従って行政処理している話ですので。
- ○委員 その行政処理が現在不完全なのですね。
- ○委員長 適切かどうかという判断というのは、人事管理の問題にも絡んできたりとか、その人の判断に影響を及ぼす可能性がありますよね。関連性が全くないわけでは当然ありませんけれども、直接的な議題となるかどうかというと、ちょっと疑問のような気もするのですけれども。 ちょっと事務局にも伺ってみましょうか。
- ○委員 そうですね、確かに委員長がおっしゃるように、決して進行を邪魔するわけじゃないのですが、現実に私たちが使っている場合に、一番やはり疑問に思うことだと思います。
- ○委員長 判断が確かかどうかというようなことですか。
- ○委員 一つの案として、例えばちょっと話がそれますが、そういったものは本当に館長さんで ジャッジするのではなくて、公民館に必ず利用懇談会がありますから、そこのメンバーで当然そ れをすべきだとか、そういったこともやはり検討の視野に入れなきゃいけませんし、議題にした らまずいというのであれば私は従いますけれども。
- ○委員長 判断の話になってくると、それはちょっとまた別の話のような気がします。
- ○委員 そうですか。そうすると、もう料金だけの問題についてのディスカッションですか。
- ○委員長 ええ、というほうが、まずは先行すべきだろうというふうに思うのですけれども。
- ○事務局 先ほど、事務局のほうの説明の中でも、次回、第2回目のときには担当課長を直接こちらの説明員として出席をさせて、お話をしていこうということを考えております。その折には、公民館の館長が出席をするということを予定しております。

また、その説明の中には当然料金とか金額とか、そういったことだけではもちろん説明になり

ませんので、実際の運営の実態ですとか、そういったことにも当然に触れながらの話になってくるものというふうに考えております。ですので、おっしゃられたようなお話については、当然、派生的には議題の中には含まれてくるものということで考えております。

- ○委員長 そのときご質問されたりすることでよろしいかと思います。
- ○委員 今のお話で了解いたしました。よろしくお願いします。
- ○委員長 あとはいかがでしょうか。時間の関係もあります。一応、運営とスケジュールという 観点で、スケジュール的には一切お話がなかったわけですけれども、その辺はこのようなスケジュールで予定されていてよろしいでしょうか。
- ○委員 結構です。次回、2回目からは、各施設の報告ということで、担当課長さんから現状を聞かせていただけるわけですよね。我々も余り詳しいことを知らないですので。
- ○委員長 それでは、一応スケジュールに従って進めていきますけれども、この点についてはこの程度にさせていただきます。

次に、次第の6というところでお願いしたいのですけれども、小平市受益者負担の適正化(使 用料・手数料の見直し)検討結果についてということですね。これについてを議題といたします。 事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、次第第6、資料3-1及び3-2でございますが、小平市受益者負担の適正化(使用料・手数料の見直し)検討結果報告書及び原価調査票についてのご説明をいたします。この報告書につきましては、これまで使用料・手数料の見直しの考え方について、庁内で検討してきたものでございます。その結果をまとめたものでございます。

なお、配付資料といたしましては、このほかに、市の財政状況をまとめた小平市財政白書、市の基本計画をまとめた小平市第三次長期総合計画、公共施設等市民会議報告書がございます。これらの資料のご説明はいたしませんが、後ほどご参照いただければと存じます。

それでは、小平市受益者負担の適正化検討結果報告書についてご説明いたします。 まず1ページ目をご覧ください。

まず「見直し行う背景」の項目でございます。この1行目から7行目にかけまして、施設の利用負担についての市民の意識と、施設使用の実態のかい離についてのご説明がございます。

平成20年2月に公表しました「小平市政に関する世論調査」におきまして、施設利用者の負担について設問いたしたところ、この調査結果が出たところでございます。調査につきましては、後ろのほうの資料の20ページから21ページをご覧いただければと思います。こちらが世論調査の報告書の抜粋でございます。

この調査は、2,000人の市民を対象にしてランダムに抽出して、1,159名からの回答をいただいたものでございます。設問につきましては「地域センター、公民館などの部屋を利用する場合、利用する人が経費を負担するという考え方について、あなたの意見に最も近い部分は次のうちどれですか」という問いでございます。この問いに対しまして、地域センター等の利用費の負担につきましては、利用者が経費の一部を負担すべきだと思うという意見が回答者の57.9%、利用者が経費のすべてを負担すべきだと思うとする意見が9.7%となり、合計67.

6%の回答の方が経費を負担すべきであるとしております。

一方で、公共施設の利用者の費用の実態につきましては、資料2の16ページの表をご覧ください。こちらの表は、各施設の使用料の免除の状況についてまとめたものでございます。16ページでございます。ここのD欄がございますが、こちらが使用料の免除をした率のパーセンテージを示したものでございます。おおむね96.4%から始まりまして、97.8%という高い数字が出ている施設もございます。

まず、この中でも集会室、地域センター、福祉会館、公民館につきましては、9割あるいは9割に近い数字となっておりまして、先ほどの世論調査の結果と市民の意識とはかけ離れている状態でございます。

また、1ページにお戻りいただきまして、中段から下段にかけましては、市の行政改革の取り 組みといたしまして行財政再構築プランを定めて進めており、この中での取り組みの一つとして 受益者負担の適正化を挙げているものでございます。

また、下から7行目でございますが、平成19年12月に策定しました「小平市の文化振興の基本方針」におきまして「文化施設の維持管理には多額な費用を要しており、現在及び将来の小平市の財政状況を勘案すると、受益者負担の原則に基づき、他の施設を含め市全体として、使用料及び使用料減額制度の見直しを検討する必要があります」といたしております。このように、施設の使用料負担に対する実態と、市民の意識のかい離等が今回の見直しを行う背景となっているものでございます。

続きまして、2ページをお開きください。

これまでの取り組みについて、説明を加えたものでございます。

受益者負担の適正化についてのこれまでの取り組みといたしましては、平成8年から実施して まいりましたが、平成15年度に見直しを行い、16年度に住民票の写し等手数料につきまして、 また集会施設、地域センター、福祉会館、公民館等の施設につきましての利用料金を改正いたし ました。

ここでの利用料金につきましては、手数料につきましては、従来200円のものを250円に50円アップといたしました。また、地域センター等の施設につきましては、それぞれ増額、減額を行ったところでございますが、おおむね地域センターにつきましては、200円から400円、そしてその他の施設につきましては、福祉会館が400円から600円の減額、それから、集会施設につきましては、100円のアップ、公民館につきましては、講座室は400円と600円のアップ、それからホールは700円から900円の減額という、料金の改正を行ったところでございます。

その後の取り組みでございますが、現在の取り組みといたしましては19年3月に策定した行財政再構築プランに基づき、今後の受益者負担の適正化を図るために、改革推進プログラムの一つとして位置づけ実施している次第でございます。この中の取り組みの一つとして、昨年の7月に庁内の検討委員会を設置して、これまで5回開催し、見直しの検討を行ったところでございます。この検討結果が今回の資料3-1の報告書でございます。

続きまして、3ページをお開きください。

「受益者負担の適正化のための基本的な考え方」でございます。

使用料・手数料等の受益者負担の適正化を実施するに当たっては、これまでも受益者負担の原則、算定方法の明確化、減額・免除の見直しの3つの基本的な考え方に基づき見直しを行ってまいりました。

まず「受益者負担の原則」でございますが、市民が市の施設を利用しサービスを受ける際、利用する人としない人との負担の公平性等を考えまして、利用する人が応分の負担をすることによって、初めて利用しない人との負担の公平性が確保されるという考え方から、市の施設を利用する方には応分の負担をしていただくというような考え方でございます。

次の4ページをお開きください。

2つ目の考え方として、「算定方法の明確化」でございます。

この応分の負担をしていただくためには、使用料・手数料の積算の根拠を明らかにして、市民 にわかりやすくご説明するとともに公表する必要がございます。そこで、積算根拠の明確化に向 けて、原価のあり方や負担の割合について、基本的な考え方を定める必要がございます。そこで、 このコスト計算を明らかにして、使用料・手数料の決定の基礎とするということでございます。

4ページの下のほうに算定の計算式を示してございます。基本的には、使用料は人件費プラス維持管理費プラス減価償却費としております。また、手数料につきましては、人件費プラス物件費プラス減価償却費といたしております。具体的な計算につきましては、後ほど原価調査票のほうでご説明いたします。

次に、5ページをご覧ください。

使用料の負担の割合についてでございます。

施設それぞれに設置の目的や機能について、公共性の強さや日常生活上の必要性、民間での提供の有無などでサービスの性質を分けることができます。そこで、幾つかの分類に分けて受益者 負担の割合を設定するということでございます。

一つには、基本的サービス、選択的サービスという分け方がございます。これにつきましては、 基本的サービスは市民の日常生活に必要不可欠なもの等の分け方でございます。それから、選択 的サービスにつきましては、市民がより快適で潤いのある日常生活を送るためのもの等の考え方 でございます。これらの分類に分けまして、さらにもう一つの違った分類として、サービスの採 算性という観点から、さらに2つの基準で分類をいたします。採算的サービスと非採算的サービ スでございますが、採算的サービスにつきましては、民間においても市場原理に基づいて提供さ れているサービスということでございます。非採算的サービスについては、市場原理に基づいて 提供されにくいサービスということでございます。

これらの4つの分類をあらわした表が6ページにございます。

この表でございますが、左からサービスの性質、受益者負担の考え方、受益者負担率、具体的なサービス名がございます。まず一番右の具体的なサービスで見ますと、道路・公園・義務教育施設・社会福祉施設等につきましては、基本的なサービスで非採算的なサービスということで、

全額公費が負担するものとして位置づけてございます。

その逆に、4番目の体育館・プール・テニスコート等につきましては、選択的サービスかつ採 算的サービスということで、全額受益者が負担すべきものとして位置づけてございます。

施設につきましては、集会室・地域センター等の施設につきましては3番でございまして、選択的サービスかつ非採算的サービスということで、受益者と市の方で折半に負担するものとして位置づけてございます。このため受益者負担率が50%という負担率になってございます。

7ページでございますが、3つ目の基本的な考え方として「減額・免除の見直し」の考え方で ございます。

現在、各施設の使用料につきましては、13ページの資料でございますが、こちらのそれぞれの免除の基準に基づいて実施されております。先ほど委員さんからご指摘がございましたが、集会室とか地域センター、福祉会館、公民館、体育館につきまして、それぞれ施行規則に基づいて免除の基準を定めているものでございます。その施行規則の下に要綱がございまして、それに基づいてさらに細かい基準を定めているものでございます。

具体的にいいますと、集会室におきましては、13ページの施行規則の「その他市長が特に必要と認めた場合」ということで、これが大半の免除となってございます。このうち、さらに要綱で要綱の(4)でございます。「団体が地域活動、福祉活動又は文化活動を行うために使用する場合など」の、この例がほとんど、大半の9割以上の免除を行っている要綱の基準でございます。

同様に地域センターにつきましても、管理要綱の(4)の団体が地域活動、福祉活動及び文化 活動を行う場合という、この要綱に基づいて9割以上の免除を行っているところでございます。

14ページをご覧ください。

福祉会館につきましては、同様に規則でございますが、規則の3「社会福祉事業を目的とする 団体が福祉活動のため使用する場合」という、この(3)並びに、ちょっと前後しますが、

(1) の市から直接指導、育成または援護を受けている社会福祉団体が使用する場合、その2つ でございますが、その2つがほとんどの9割を占めているものでございます。

公民館につきましては、規則の(2)「社会教育関係団体がその目的のために利用するとき」 という、この要綱に基づいて、ほとんどの免除となっているところでございます。

先ほどの16ページの表でございますが、Dの欄のそれぞれ免除の率の大半が、先ほどお話し した根拠に基づいて免除を行っている例でございます。

続きまして、9ページをお開きください。

9ページから10ページにかけまして、使用料及び手数料の一覧がございます。今回見直しを 行った使用料・手数料につきましては、ここに掲げているものでございます。

まず使用料につきましては、当該の設置の条例で定めたもので、その他の条例等で使用料・手数料を定めているものにつきましては除いてございます。また、文化会館とか自転車駐車場のように、他で検討する予定のもの、あるいは検討する可能性があるものについても除いてございます。さらに、学童クラブや平櫛田中彫刻美術館のように原価計算とはそぐわないものにつきましても、除いてございます。

それから、10ページの手数料でございますが、こちらにつきましても、基本的には法令等で 規定したものは除いてございます。さらに、最後の行でございますが、廃棄物等の手数料につき ましては、この手数料が市民全体に影響するために、別に検討したほうが望ましいということで 今回の検討内容からは外してございます。

以上が、今回検討した対象となる使用料及び手数料でございます。

次に、11ページをお開きください。

「原価算定に基づく使用料・手数料の検証」でございます。

検証結果につきましては、原価と現行の使用料・手数料につきましてのかい離は、一定の範囲 内ということで大幅なかい離はございませんでした。

17ページをお開きください。

これは、各施設の使用料の一覧、また 1 9ページには手数料の一覧がございます。一番左の列が施設名、次に名称、 3 番目が原価 A 欄でございますが、こちらは原価でございます。これは原価計算に基づいて算定された金額でございます。

それから、その隣が受益者負担の負担率でございます。これは先ほど申し上げた市側と受益者側との負担率のパーセンテージをあらわしているものでございます。一例を申し上げますと、集会室につきましては、原価が580円という算出結果になりまして、受益者の負担率が50%でございますので、1時間当たりの原価が290円、それで午前3時間、これは午前3時間の貸し出し単位でございますので870円という金額になります。

右のほうのFの欄でございますが、現在では700円の午前3時間の貸し出しの金額でございますので、この870円と700円との差、170円が原価より下回っているわけでございます。ただ、この170円につきましては、このかい離が1.5倍の範囲内ということでございませんので、今回は改正をする必要はないという判断に至ったわけでございます。

この1.5倍のかい離の差の例外といたしましては、18ページの上の表でございますが、体育館の団体利用、東部プール、大沼グラウンド、小川西グラウンド、中央公園競技場・グラウンドがございます。これらにつきましては1.5倍のかい離がございましたが、近隣市との同額の同様の施設の料金との調整ということで、既に近隣市の同じ施設よりも高額であることから、前回の見直し時にも改正が見送られました。同様に今回につきましても同じ理由で改正を行わないという結論に達したわけでございます。

次に、最後でございますが、12ページをお開きください。

「検討のまとめ」でございます。検討のまとめにつきまして、大きく3つのくくりでまとめて ございます。1つは料金について、2つ目は減額・免除について、3つ目は利用申し込みについ てでございます。

1つ目の料金につきましては、使用料・手数料は原価算定に基づき料金設定を行い、設定した料金を定期的に見直し、原価と料金に一定以上のかい離が生じた場合は、料金の改定を行う必要があります。また、施設の使用料について、より利用しやすい時間区分に基づく料金設定や支払い方法の簡素化などが課題となりますということでございます。

先ほどご説明いたしました第4回委員会の際に、事務局側からご提案する内容につきましては、 この「また」以下の、より利用しやすい時間区分に基づく料金設定、あるいは支払い方法の簡素 化ということについて、より具体的に掘り下げてご提案する予定でございます。

それから、課題の2つ目でございますが、減額・免除についてでございます。これが今回の庁内での見直しの一番大きな課題となった点でございます。使用料の免除の基準は、集会施設・地域センターが要綱に基づき、福祉会館・公民館が規則に基づいて実施しており、免除基準の規定に統一性がございません。このため、免除基準の規定の統一を図るために、規則に基づく基準に統一する必要があるということでございます。

2つ目の使用料の免除率は、集会施設・地域センター・公民館が95%を超え、福祉会館においても90%近くなっておりますが、体育施設の使用料の免除は、かなり低い割合となってございます。施設使用料は、利用者にとって、また施設を利用していない人にとっても納得のいく利用形態や費用負担であるべきとの観点から、これまでの免除のあり方を再検証する必要がございます。この2つ目を一番大きな課題として位置づけたものでございます。

3つ目として、現在、障がい者への使用料の減額・免除を行う基準はありませんが、障害者基本法第21条に基づいた減額・免除の基準を規定する必要がありますという点でございます。これは、法的には減額・免除を行うなど、自立支援を図るために必要な施策を講じなければならないとされておりますが、市の規則等にはこの減額・免除の基準を明記していないことから、見直しを行うということでございます。

大きな3番目といたしましては、利用申し込み方法についてでございます。各施設により利用 申込書が異なっているために、利用手続の簡素化に向けて利用申請書の様式を統一することなど が課題となりますということでございます。これらの大きな3つの点が、今回の庁内の検討の結 果のまとめでございます。報告書については以上でございます。

続きまして、資料3-2、原価調査票についてのご説明をいたします。

前半が使用料について、後半が手数料についての調査結果でございます。

この調査票におきまして、算定されました金額につきましては、先ほどお示しした報告書の 17から19ページの使用料一覧の表の原価A欄と同じ数字になってございます。また、この票 の順番は報告書の表と同じ順番になってございます。

それでは最初のページをご覧ください。集会室の使用料の原価調査票でございます。

この原価580円の算出の根拠でございますが、まず原価は先ほどもご説明いたしましたが、 人件費、維持管理費、減価償却費の3つから成り立ってございます。このうち人件費につきましては、上の左のほうでございますが、1人件費という欄がございます。こちらの欄に、職員、再 任用職員、嘱託職員、臨時職員の、それぞれの1時間あたりの単価に事務分担割合の係数を掛けたものが人件費の単価となってございます。

まず職員についてでございますが、1時間あたりの時間単価4,143円、これは全職員の平均単価でございます。それに事務分担割合0.027を掛けたものが111.861円になり、これが職員分の単価でございます。

この事務分担割合 0. 0 2 7 でございますが、まず集会室は、職員と嘱託職員の 2 種類の方が担当してございます。職員は、平日の昼間を担当しており、嘱託職員の方は、平日の夜間及び土曜、日曜、祝日等が担当となっております。職員は、平日の昼間の時間として 0. 0 2 7 の事務分担割合でございますが、この根拠といたしましては、1日の8時間勤務のうち、13分相当がこの集会室の貸し出し及び管理に係る仕事の時間ですので、13分割る60分、さらに1日8時間勤務ですので8 で割りますと、0. 0 2 7 という係数が算出されます。これに1時間当たりの時間単価4,143円を掛けたものが111.861円でございます。同様に、嘱託職員につきましても、単価1,689円を事務分担割合 0.063で掛けたものが106.407円となりまして、これが嘱託職員の1時間当たりの時間単価でございます。これらを合わせたものがA欄でして、人件費の原価は218.268円となります。

続きまして、維持管理費でございますが、維持管理費は施設の光熱水費とか消耗品費などの年間維持管理費を総床面積、年間開館日数、1日の開館時間で割り、1時間及び1平方メートル当たりの金額を算出して、それに床面積を掛けて算出してございます。

中ほどの2の維持管理費の欄をご覧ください。

こちらは、光熱水費から賃借料まで、この集会室にかかった年間の経費を計上してございます。 それを先ほどの1年間の開館日数、1日の開館時間、これと1時間及び1営業日当たりの時間数 で割ったものがB欄でございます。4.31円という維持管理費の原価が算出されております。

続きまして、3の減価償却費でございますが、これも維持管理費同様に、建設費、設備費から 1時間及び1平方メートル当たりの金額を算出して、施設の面積に乗じて算出したものでござい ます。

C欄につきましては、建物の部分の1平方メートル当たりの原価でございます。集会室につきましては、減価償却する備品がございませんので、Bの部分の欄につきましては空欄になってございます。これらの1時間当たり、あるいは1平方メートル当たり、1時間当たりの原価をそれぞれ足したものが一番下の使用料の原価の計算式の欄でございます。これらの数字を全て計算した結果、580円の原価が算出されたものでございます。

少し細かい点がございましたけれども、原価調査票についてのご説明は以上でございます。 ○委員長 ありがとうございます。

事務局の説明が終わりました。小平市受益者負担の適正化検討結果報告書について、ご質問があればお願いします。

- ○委員 今回のこの検討委員会が4回か5回でディスカッションした後、まとめをするということなのですが、その後は、そのペーパーがどういう処理のされ方をするのか、そのご説明を。
- ○委員 はい、今回ここでまとめますね。そうすると文書化されるわけですね。そうすると、そ の後はどういうことになるのでしょうか。
- ○委員長 検討結果ですね。
- ○委員 そうですね。そのでき上がった資料の使い方というのですか。市長に対する答申書とか、 いろいろな形があると思うのですけれども、今回の場合はどういう処理を、その後の行程はどう

いうことになるのでしょうか。

○事務局 今回のどういうふうな取りまとめになるのかというのは、まだ今のところ白紙の状態ということではあろうかと思うのですけれども、検討結果については、やはりおっしゃられるような報告書という体裁で結果をまとめていただきたいと思っております。

このいただいた報告書については、私どもとしましては、一つには、内部において市長に報告するということですね。市長あてに提出いただくということになりますので、市長がそれを見てまた判断材料にしていくということになります。

また、それから、市議会になるのですけれども、市議会の今回の検討の状況、それも途中的な 経過説明みたいなものも含めて、報告がまとまり、結果が出れば、それはそれでまた議会に機会 を見て説明をするといった形での活用を考えております。

ただ、今回の検討会の結論を、直ちに即、使用料・手数料はこうなりますというふうなことは、 それは自動的にはならないというふうに考えております。どういう内容になるかわかりませんけれども、例えば経済情勢を加味して判断するようなことも必要になるのかもしれませんし、いろいろな実際の実施に移すということになると、また実際の実施を想定した、いろいろなクリアしなければいけないような課題も出てくるのかなということもございますので、一応いただいた上で、またそれから先については、即それをこうしますということは、今の状態ではまだ白紙の状態ということになろうかと思います。以上です。

○委員長 よろしいですか。

ほかにご質問はございますか。

- ○委員 2ページのところでご説明になった、前回の平成16年のときの使用料・手数料の改定 の部分とその幅を、あるいは次回までペーパーでいただきたいのですが。
- ○事務局 わかりました。次回のときに、資料としてお出しいたします。
- ○委員長 よろしくお願いいたします。

そのほかには、ご質問ございますか。

○委員 次回以降の議論にもちょっと参考にさせていただきたいと思いますが、2ページのところで、第2次行財政改革推進プランでは、受益と負担の見直しを平成14年度までに行うとなっており、こういった議論をもうずっと昔からも続けてこられているという理解をいたしましたが、このときに全面的な見直しには至らなかったということで、なぜそれができなかったのかという点について、今回の議論とも関連してくるところもあろうかと思います。中長期で取り組まなければいけない課題もあれば、すぐに解決をということもあるかもしれないのですが、その背景について、情報をご提供いただける範囲で結構ですので、当時抱えていた課題、あるいは今まさに見直しをされている中で抱えていらっしゃる課題など、次回のご議論のときに、事務局からご提示いただけるようでしたら大変助かります。

本日のご説明も、今まで取り組みをされた事実のご報告という意味では大変理解できたのですけれども、さてここから何を読み解き、どんなことを議論すれば、私どもは庁内の皆様方のご検討の示唆に値するものをお出しできるのかというところになりますと、もう少し今日の資料に重

ねての情報提供をいただけると、より良い議論をさせていただけるのかなと考えました次第です。 ○事務局 これは2ページのところにも記載がありますけれども、使用料・手数料の見直しとい うのは、地方公共団体にとっても非常に大きなテーマで、また市民にとっても同様に大きなテー マ、市民生活にかかわることとしてとらえられる問題です。そのようなことから、また基本的な 価格の設定などについては、当然に物価の変動等によって変わってくるというようなこともあり ますので、逐次やはり一定の時期に見直しをしていくというようなことが必要になるということ、 そういった背景もございます。

そのようなことから、これまでも数次にわたって、非常に古くて新しいテーマということで取り組みはしてきているという実態は、一面ではあるわけです。ところで、背景のところでも冒頭にお話しさせていただいておりますけれども、この世論調査に出ている利用者の費用負担の市民の一般の受けとめと、それから利用の実態、多くの施設で利用料は9割以上結局ただ、ゼロということで使われているというような実態がございます。このあたりについては、確かに市といたしましても、それぞれの施設の利用者の利便性を図ることによって、その施設の最大限の活用を図るということも、それはそれで大きくテーマとしてとらえてきたということがあったわけですけれども、勢いそれが強く、また市民の方も、非常にそれは負担するよりはただのほうがありがたいと、これは正直なところですので、かなりはっきり言って、無料のものが非常に多くなってしまっているというのが実態なわけです。そのあたりの話については、実は余り今まで表立っての議論というのはされてこなかったというように、これは実は大変な問題であり事実なのですね。今回のこういった形で検討するに当たって、一つの議題のテーマの非常に大きなものとして、その部分をやはり少し進めていきたいということを考えてございます。

また、その他のところでは12ページにまとめた「検討のまとめ」というところに、いろいろな項目立てで書いてございます。冒頭、どなたかからのご発言にもあったかと思います。確かに、料金のことだけについての議論ということでは、施設利用についての一面しか語らないというようなことになりますので、市民の皆様に、できるだけ使いやすいような形で施設を運営していかなければいけないという、これはもう当然のことでございますので、そういった観点からも、やはりこの際でございますので、またそういったことについてもご意見を伺いながら、改善できるものについては改善をしていきたいと、そういった考えを持っているものでございます。

○委員 先ほどのご説明で理解させていただいたのは、無料になっている利用については、一応、一定の免除基準というものに基づいた上での判断で無料になっているという認識でございます。 無料になっていること自体は何ら違法性といいますか、おかしなところはないという前提でとらえてもいいのかなと思うのですが、今のお話を伺っていますと、そもそもこの免除基準そのものの見直しに着手しなければならないのではないかとお考えになっているということで理解してよろしいでしょうか。

○事務局はい、おっしゃられるとおりです。

そもそも使用料というものを条例に定めて、料金を設定しているわけですね。設定をしている のにもかかわらず、100%近くがただになってしまっているということが、それは実態なわけ ですけれども、そうすると、そもそも使用料を定めていることは何なのかということにもなるわけでございまして、確かに、非常に長い間こういうふうな実態で来ているという歴史的な積み重ねというのは、それは大変なものがあるわけなのですが、やはり今回は、そのあたりのことについての議論を中心には据えていきたいという考えは、事務局としては持っているところでございます。

○委員 そうすると、6ページに示されている「受益者負担」の考え方も含めての議論と考えて よろしいですか。

○事務局 6ページの表は、これは「受益者負担」という言葉を同列に使ってあるので、ちょっとわかりにくい面があるのですが、使用料を定めるに当たって、この受益者負担率を掛けるようにして設定しているということです。だから、例えば体育施設が表の4の部分に100%とありますけれども、これは受益者負担率100%ということですので、その原価にかかる部分を100%使用料に反映するという設定です。

50%のところは、原価の50%を使用料に反映するということです。それぞれそういうサービスの性質なり内容によって負担率というものを類別して、使用料を定めていることをしているわけですね。そして使用料が定まっているのですけれども、実態的には定まっている使用料が負担されずに、ゼロ負担で使用されていると、これはまたこの次の実態としてあるという、そういう理解でございます。

- ○委員 了解しました。ありがとうございました。
- ○委員長 そのほかにございますか。
- ○委員 すみません。ちょっと小さいことですが、使用料原価調査票に、各施設の原価が出ているわけですが、この再任用職員さんというのはどういう方なのですか。
- ○事務局 市のOBでございます。60歳で定年になられた後に概ね3年間の任用制度がございまして、その間、週4日勤務程度ですが、職員より短い時間で勤務いたします。
- ○委員 そうすると、単純に考えて60歳定年とするならば63歳までですか。
- ○事務局 概ねそうです。
- ○委員 嘱託というのはそれ以降ですか。
- ○事務局 嘱託の方はそれ以降の方もございますし、一般の方から募集して、嘱託として採用される方もございます。
- ○委員 そうすると、再任用職員さんというのは、単純に言いますと市役所のOBの方々という ふうに判断してよろしいわけですね。わかりました。
- ○委員長 それ以外にございますでしょうか。よろしいですか。

それでは、この程度にとどめてよろしいですね。では質疑が他にないので、次第6については 終了いたします。

次に、次第の7、その他というところなのですが、その他について、事務局のほうから何か今 までの説明以外に何か補足すること等がございましたら、お願いします。 ○委員長 あと各委員さんから、今までの使用料・手数料全般について、何かご意見とかご感想 があればおっしゃっていただいてよろしいでしょうか。

いかがでしょうか。ご感想的なものでも。

○事務局 ちょっとよろしいですか。すみません。

きょうお手元に資料で、本日付で配付させていただいているものもございますので、その辺を 少しご説明させていただきたいと思います。

公共施設等市民会議報告書というものがお手元にあります。こちらは平成18年、17年度に 市民の皆さん、有志の方に集まっていただいて、この公共施設のいろいろなこと、利用だとかさ まざまなことについて、かなり自由な形での検討をいただいた資料でございます。十数名の方に ご参加いただいて活発に議論していただいた経緯でございます。

取りまとめのような形にはしてございません。結論づけるような形にはしていないのですが、 かなり同じテーマに沿って何回かやりとりしてございますので、かなり市民の方といっても掘り 下げてお話をされているというような経緯がありますので、ぜひご一読いただいてご参考にされ ればよろしいのではないかなと思ってございますので、どうぞご活用いただければと思います。

あと、財政白書は市の財政状況が書いているものでございますので、その中にも一部、使用料と手数料を書いているくだりもありますので、そのようなところも見ておいていただければありがたいなといったところでございます。

○委員長 ありがとうございます。

そのほか何かございますでしょうか。確認をしておきたいこととかございましたら。よろしいですか。

○委員 よろしいでしょうか。

先ほどの資料3-1の17ページの各施設の使用料一覧ですが、先ほども少し、今後の課題として取り上げられていますけれども、より利用しやすい時間区分等というお話が出ていて、どうしても施設ごとにそうした時間区分等は変わってくるはずであると思うのですけれども、今現状としては、このように一律になっているという理解でよろしいのでしょうか。

- ○事務局 集会施設を地域センター、集会室を初め、ほぼ午前3時間、午後4時間、夜間4時間という、この利用の形態になっております。
- ○委員 つまり、一律そうであると。
- ○事務局 はい。
- ○委員長 割と施設によっては時間帯で利用率の低い高いがあるのではないでしょうか。それによって金額をまた定めてもいいではないかというような発想も、それぞれおありになるかと思うのですけれども。
- ○事務局 確かにおっしゃるとおりに、庁内の検討委員会におきましても、具体的にいいますと 1時間単位でもっとこまめに利用し易くし、4時間の料金とするのではなくて、1時間単位とし

たほうが利用者にとっても利用がしやすいのではないかという意見が出ました。そういったことも含めて、今後庁内でももう少し深く掘り下げまして、ご提案できたらなということを考えております。

- ○委員 あと、それと関連してということなのですが、ここの資料でご説明されているときに、
- 1. 5倍ルールというのがあって、1. 5倍を一定の範囲内とご覧になって、そうでないところについては近隣と比較されたと。その近隣市というのは具体的にはどこですか。
- ○事務局 近隣の西東京市とか、東村山市等でございますが、その辺の資料につきましても、できましたら次回、担当課からの説明の中でお示しするようにしたいと思っております。
- ○委員長 エリアとしては、南ではなくて北のほうですか。隣接するという感じですか。
- ○事務局 はい。ちょっと具体的にどこの市とういうことはこの場では資料がございませんけれども、隣接する市ということでとらえております。
- ○委員長 そのほかございますか。よろしいですか。
- ○委員 次のスケジュールからして、考え得る課題について、何か前もって資料をいただけるとか、そうしたことというのはお願いできたりするのでしょうか。
- ○事務局 前もって資料というのは、特段それ用にというのは用意していないのですが、例えば今おっしゃられた資料3で、現行の使用料というのが定められている使用料として、こういうルール、先ほどの原価算定とかに基づく使用料になっているということですけれども、これと、それから資料の2の16ページ、使用料は定めているけれども、使用免除の実態はDなのですね。D欄の96%とか数字が並んでおりますけれども、こういったことについての具体的な使われ方の実態ですとか、現場の声ですとか、担当課の考え方を、私どもは財政課という立場ですが、担当課の考え方は、やはり現場の市民の声ということで、もう少し違った角度で発言もあるかと思いますので、その辺は余りアレンジせずに、包み隠さず現場の声を聞いていただくようなことになった方がいいのではないかと、そんなことも考えているところでございます。
- ○委員 また重ねてのお願いで恐縮なのですけれども、減額免除されている要綱と、あるいは規則に基づいているということですか。要綱、規則がどういう形になっているか。例えば団体名が別に書かれているわけではないですね。団体のリストとか、そういった形ではないのですか。
- ○委員長 規則とか要綱の写しみたいなものがもしあれば、その部分はご覧になったほうが早いかもしれませんね。
- ○事務局 一応それぞれの施設、例えば地域センターでは、13ページの要綱に、具体的にPT Aとか、その他の団体とかは書いてございます。
- ○委員わかりました。

では具体的に、先ほど委員からお話がありましたけれども、うちは何々団体であるというような形で申し出があって、それに基づいて免除等されるということで、例えばどこ団体がどのような形で免除されているというような形のリストというのはあるのですか。

○事務局 それは具体的に認定が何%、あるいは何件とかという、そういう数字でございますか。 それについてはそれぞれ、担当課のほうでは集約の仕方がちょっと異なると思いますけれども、 そういった資料があるかと思いますので、次回、資料としてお示ししたいと思います。

- ○委員 わかりました。
- ○委員長 どうぞ。

○委員 今の補足説明の絡みで、かなりサークルとか団体が多いのですよ。小平で11公民館ありますが、中央公民館といたしますと最大の使用は花小金井南公民館、これは101の利用団体があるのですね。一番少ないところで鈴木公民館が31、それぞれ毎月、定期利用団体が1回しか使わないところもありますし、3回使うところもあります。そうすると、定期利用団体として認定されると、申込書を出すと3カ月パックで予約がばんばんと入るわけですね。ですから、そういう面では利便性があって。1,200円払わなきゃいかんという場合でも、定期利用団体で適正な場合には、免除されると。ほとんどもう、97、8%免除になると。

小平全体でも年間で公民館の収入が100万ぐらいですね。100万ぐらいの収入しかないので、90何%ぐらいが減免の対象になったと。せっかくこんな立派なコスト計算をされているのですから、それが残念なのか当たり前なのか、その辺がちょっと、今後の議論の対象だと思うのですけれども。

○事務局 16ページをもう一度お開きいただきたいと思います。

今のところで具体的な数字なのですけれども、4の公民館で、表頭の1の使用料収入額Aの欄がございます。金額は124万7,500円とございます。これが平成19年度の公民館の実際の収入の決算額になります。その隣のB、免除額というのが、免除がない場合収入となった額で、この額が要するに免除になった額ということですけれども、5,637万3,7000円という数字がございます。全く免除がなければCの欄です。5,762万1,2000円と。これが全く使用料の条例に基づいて、100%収入した場合は、この金額になります。実際には収入したのは124万7,0000円と、そういう数字、これは使用料の収入の実態をあらわす数字ということでございます。

公民館については、小平市は公民館活動の発祥の地ということになってございます。非常に歴 史ある、かなり盛んな活動をしてきたというふうに、そういう歴史があるところで、また公民館 の数も他市に比べると非常に多くなってございます。そういった、一方では非常に活動を盛んに やられているといういい面があるわけですけれども、他方では、なかなか使用料ということの収 入面で考えると、活動は収入にはなっていないというふうに思います。このあたりは非常に、場 合によっては今後の議論が予測されるということになろうかと思います。

○委員 確認なのですが、そうしますと公民館というのは、この14ページにある4つ目の免除 の規定というのを、(1)市、教育委員会及び官公署が利用するときと、社会教育団体がその目 的のために利用するとき、その他委員会が特別の理由があると認めるとき、公民館というのはこの 3 つのときは免除するけれども、それ以外は料金を払ってくださいというルールということで、そうしますと 9 7 . 8 %は(1)から(2)でほとんど利用されていたという理解でよろしいわけですよね。

○事務局 そうです。ほとんどが2つの規定に基づくものになっています。

- ○委員 ほとんどが2と。社会教育関係団体さんが使っていらっしゃった。多分それは団体が固定化しているというところが、実はもう一つ踏み込んだところの問題点、課題ということになるのでしょうか。
- ○事務局 それが実態ですね。
- ○委員 実態としては。たくさんの教育団体さんがやっているとかというよりは、ある特定の教育団体さんで割と、こういう言い方もあれですけれども、非常に精力的に活動されていると。
- ○委員 それでは補足説明します。

市の方はよくご存じですけれども、結局、小平の場合は公民館の90数%免除というのは、ご存じのように、公民館は社会教育法に基づいて、文化活動だとか情操教育だとか、そういったことはありますが、スポーツにしろ、音楽にしろ、体育にしろ、極端に言うとカラオケ、カラオケも結局、文化活動なのですね。ですから、そういう名前のところはもうみんな免除なのですね。すべてが教育云々じゃないのですけれども、ダンスもそうですし、ヨガもそうですし、娯楽関係はもうほとんど、99%が免除対象だと。

- ○委員 今後の課題なのですけれども、文化なのか教育なのか、全く印象が取り扱いも位置づけ も違ってきそうな感じもするのですが。
- ○委員 社会教育法などが、学術だとか文化だとか健康だとかというのが一つのキーワードですね。それにもうほとんどの部分に娯楽が入ってしまっていると。娯楽のものがいい悪いは別として、全部そこに包含されていると。その結果が、恐らく市役所さんが今頭を痛めている収入減になっているということだと思います。現実はそうです。
- ○委員長 その辺もご議論にしていただければと思います。
- ○委員長 ほかにございますか。

では、そろそろ時間なので、他にご意見がなければこの辺で締めたいと思いますが、よろしいでしょうか。

以上をもちまして、第1回の小平市受益者負担の適正化検討委員会を終了いたします。 ご苦労さまでした。